

平成23年度第1回鎌ケ谷市廃棄物減量等推進審議会 会議録

開催日時 平成23年7月25日(月) 午前10時00分から午前11時00分まで
開催場所 鎌ケ谷市総合福祉保健センター4階会議室
委員出席者 和田光誉、伊藤勝、林経男、遠藤尚子、菅澤はな子、豊田朋二、勝又護
(欠席者：尾嶋 匡、小茂田茂) (以上敬称略)
職員出席者 松澤廣司(クリーン推進課長(事務局))、佐山佳明(クリーン推進課主幹(事)計画
管理係長(事務局))、野口勝広(クリーン推進課主査(事務局))
傍聴者 なし

事務局(野口)

○資料の確認

諸般のご報告ですが、第一に、会議の成立について、鎌ケ谷市廃棄物減量等推進審議会の委員定数は9名、只今の出席委員は7名で、定数の半数以上が出席しております。鎌ケ谷市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則第3条第2項の規定により、鎌ケ谷市廃棄物減量等推進審議会が開催できる条件を満たしていることをご報告させていただきます。

第二に、会議録の署名人1名でございますが、平成14年1月22日廃棄物減量等推進審議会申し合わせ鎌ケ谷市廃棄物減量等推進審議会の傍聴に関する基準により、市内在住委員の名簿掲載順となっておりますので、前回の審議会の順番から豊田 朋二委員にお願いします。

第三に、会議の公開について、本日開催される会議につきましては、平成14年1月22日開催されました本審議会において確認されました鎌ケ谷市廃棄物減量等推進審議会の傍聴に関する基準に基づき公開としております。今後も、同様に公開していきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

それでは今後も、鎌ケ谷市廃棄物減量等推進審議会の傍聴に関する基準に基づき公開とさせていただきます。本日は傍聴の希望者がいないことをご報告申し上げます。

それでは、会長が選出されるまでの間、仮議長を選出して進行をお願いするところですが、これにつきましては、事務局にお任せ願えないでしょうか。

委員数名

異議なし。

事務局(野口)

それでは、仮議長につきまして、クリーン推進課長の松澤が務めさせていただきます。

仮議長(松澤ク
リーン推進課
長)

仮議長を務めさせていただきます、クリーン推進課長の松澤でございます。皆様よろしくお申し上げます。本日は、お忙しい中ご出席いただきありがとうございます。

それでは、平成23年度第1回鎌ケ谷市廃棄物減量等推進審議会をこれより開催いたします。

議題の(1)の会長の選出ですけれども、鎌ケ谷市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則第2条の規定によりますと、当審議会では会長1名を委員の皆さんの中から互選するというようになっております。何方か会長に立候補する方がいらっしゃいましたらよろしくお願いたします。

立候補する方がいらっしゃらないようですので、前回の会長、これは慣例に基づきまして学識経験者の伊藤委員をお願いしておりました。また引き続き伊藤委員に会長をお願いしたいと思うのですけれども、皆様いかがでしょうか。よろしいでしょう

か。

委員 はい。

仮議長（松澤ク
リーン推進課
長） ありがとうございます。異議が無いようですので、伊藤委員に会長をお願いしたい
と思います。
それでは、新会長の伊藤委員に交代させていただきます。
議事の進行にご協力を頂きましてありがとうございます。では、会長の就任のご挨拶
と以後の議事の進行につきまして、よろしくお願ひしたいと思ひます。

伊藤会長 ○挨拶
議題（2）の副会長の選出をさせていただきたいと思ひます。
鎌ヶ谷市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則第2条をみると、副会
長の選出に関しても委員の中から互選ということになっています。何方か、いかがで
しょうか。
立候補の方がいらっしゃいませんので、事務局何か案はございませんでしょうか。

事務局（佐山） はい。こちらの廃棄物減量等推進審議会は、慣例として副会長はいつも自治会連
合協議会の方からお願ひしていることから、今回よろしければ林委員にお願ひしたい
と思うのですが。

伊藤会長 事務局の方から林委員という案がありましたけれども、皆様方ご意見はいかがで
ございましょうか。

委員 ありません。

伊藤会長 異議が無いようでございますので、副会長は林委員に決定させていただきます。で
は、副会長の林委員、副会長の席へ移動していただきたいと思ひます。
ご挨拶をお願いします。

林副会長 ○挨拶

伊藤会長 議事次第にあります（1）（2）が終わりましたので、議題（3）に入らせてい
ただきます。議題（3）は、鎌ヶ谷市の一般廃棄物・リサイクルの現状に
ついてですが、市からご説明をお願いします。

佐山クリーン推
進課主幹（事）
計画管理係長 はい。それでは、お手元にお配りしています鎌ヶ谷市の一般廃棄物・リ
サイクルの現状の資料に基づきましてご説明させていただきたいと思ひます。
まず1頁目の廃棄物処理及びリサイクルに関する法体系の所をお開きください。廃
棄物処理に関する法律は、公衆衛生の確保という観点で整備が始まっております。資
料にも記載してありますとおり、伝染病対策として汚物の処理を市町村の責任とした汚
物処理法というものが最初に制定されています。その後、清掃法という法律を経て、
現在の一般廃棄物の処理を市町村に、産業廃棄物の処理を事業者にと、責任の所在を
明確にした廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）が、昭和
45年に制定されております。この時点では廃棄物の処理や公害の解決に重点が置か
れておりました。平成の時代になりまして、資源循環そしてリサイクルに重きが置か

れるようになり、その結果再生資源の利用の促進に関する法律が制定され、容器包装リサイクル法、家電リサイクル法等と通称で言われる様なリサイクルに関する法律が次々と制定されていきました。現在は、限りある資源の有効利用・持続可能な循環型社会の構築に向かった法体系が、環境基本法を頂点に置いた各種リサイクルの法体系が整備されている次第であります。

次に2頁目をお開きください。廃棄物についてご説明させていただきます。廃棄物の概念で、廃掃法第2条第1項で定義されております。その内容としましては、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体、その他の汚物または不要物で固形状または液状とされています。また、第2条第2項で一般廃棄物と産業廃棄物に関して定められております。表2-1に記載しているものが産業廃棄物、それ以外のものを一般廃棄物として規定しております。なお、一般廃棄物に関しましては、家庭から出るものと事業活動により生じるものとで区別されておまして、事業活動により生じるものは事業系一般廃棄物として、事業者の自己責任による処理を求めています。

次に3頁目をお開きください。こちらでは、鎌ヶ谷市の廃棄物処理に関する行政機関に関してご説明させていただいております。まず、最初で申し訳ありませんが、クリーン推進課についてご説明させていただきます。クリーン推進課は、鎌ヶ谷市役所内の市民生活部の中の課として組織されております。廃棄物、ごみに関する減量リサイクルの普及促進や適切な排出方法に関する市民の皆様への広報等と、し尿の収集運搬等の業務を行っております。

続きまして、皆様方が所属されています鎌ヶ谷市廃棄物減量等推進審議会についてご説明させていただきます。こちらは、廃掃法第5条の7の規定によりまして設置することができるかとされています。本市では、一般廃棄物の減量など市民の皆様全体に影響が生じるような施策を行うときに、事前に皆様方に調査や審議を行っていただくために、平成6年9月30日から廃棄物減量等推進審議会を設置させていただいております。

次に、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合でございます。こちらは、昭和41年に旧沼南町と当時の白井町がし尿を処理するために一部事務組合として設置されたのが始まりです。今、4頁目です。その後、昭和42年に当時の鎌ヶ谷町が加わりまして、表3-2に記載してありますとおり、し尿処理場を軽井沢地区に共同設置し、その後し尿の処理に加えて、旧沼南町と鎌ヶ谷市のごみの共同処理に関する事務を加えてきました。また、廃棄物処理施設いわゆる迷惑施設と言われているものが集中する鎌ヶ谷市の軽井沢地区と柏市藤ヶ谷地区への地域活性化、そして周辺整備等の事務も盛り込みまして、平成13年には余熱利用還元施設さわやかプラザ軽井沢等の建設を行い、運営管理を行っているところでございます。

次に、5頁、鎌ヶ谷市のごみ処理及びリサイクルに関しまして説明させていただきます。鎌ヶ谷市では、資料にありますように、初富地区、現在鎌ヶ谷市立第五中学校がある付近に昭和40年11月にじんかい焼却場を最初に建設いたしました。その後、ごみ焼却場という名称の施設を新たに作り、そして昭和61年に旧クリーンセンターを建設しております。また昭和56年には、軽井沢地区にごみ選別センターと最終処分場を作っています。また、平成3年にリサイクルセンターを建設し、ごみの収集運搬処理等を行ってまいりました。平成12年3月にはクリーンセンターしらさがが本格稼働をしたことを機に、ごみ処理に関して柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合で、鎌

ケ谷市と当時の沼南町と共同処理を開始した次第でございます。平成18年度になりますと、そのまま埋められていた燃やせないごみに関しまして、破碎・資源の選別回収した後、その残骸に関して焼却するというを始め、最終処分量を圧縮することといたしました。

現在のごみの排出量でございますが、平成22年度につきましては表4-1のとおり、総量で31,636トン、1人1日あたり804グラムでございます。年々若干ですが減り続けています。これは、皆様の減量に関するご協力が非常に大きいことと、それと同時によく言われるのですが長引く不況により生活が若干質素になってごみの排出量も減ってきているのではないかとということも考えられております。

では、6頁をお開きください。収集の現状につきましてご説明させていただきたいと思っております。皆様のご家庭から出るごみにつきましては、燃やすごみ、プラスチック製容器包装類、資源になるもの、燃やせないごみ、そして平成15年10月から加わったペットボトルの5種類に関しまして集積場所、通称ごみステーションによる収集で行っております。粗大ごみに関しましては、有料でご自宅まで収集に伺う形で、現在はこの6分別によって鎌ケ谷市は収集しております。なお、クリーンセンターしらさぎへ皆様が直接持ち込むことも可能となっております、この場合は粗大ごみにつきまして手数料は半額となります。事業所から出るごみに関しましては、事業所の自己責任による処理となっておりますが、粗大ごみは除きますけれども、可燃物につきましては、直接持ち込めなくてもクリーンセンターしらさぎで許可をされている一般廃棄物処理業の業者により搬入を委託することは可能となっております。

続きまして、処理の現状に関しましてご説明させていただきます。7頁の図4-3をご覧ください。燃やすごみと可燃性粗大ごみにつきましては、クリーンセンターしらさぎで焼却をしております。資源になるもの、プラスチック製容器包装類及びペットボトルに関しましては、リサイクルセンターに搬入され、選別やプラスチック類等は圧縮梱包等の中間処理を行いまして、それぞれの再資源化先へと販売や委託をしているところでございます。燃やせないごみにつきましては、先程もご説明しましたとおり、破碎し資源を回収した後、残りの物につきましてクリーンセンターで焼却しているところでございます。粗大ごみに関しましては、破碎を行い、燃やせるものと燃やせないものでそれぞれに分別し、処理をしているところでございます。この様な事によりまして、ごみいわゆる有価物回収を除いたものでは、平成22年度について20.9パーセントの資源化が図られております。

減量化、再資源化に関する対策についてご説明させていただきます。本市では、昭和61年7月鎌ケ谷市旧クリーンセンターの稼働を機に、当時の3分別収集から5分別収集に変更しました。そして、平成3年4月に減容資源化施設、現在のリサイクルセンターが稼働し、プラスチック類の熱しやく減容、熱をかけて溶かして小さくするものです。減容と再資源化の効率化を図ってきた次第でございます。平成15年10月には、拠点回収しか行っていなかったペットボトルにつきまして、本格的に分別収集を始め、この時からプラスチック製容器包装類とペットボトルの本格的なリサイクルを開始することといたしました。

次に、生ごみ処理容器等の購入補助につきましてご説明させていただきます。生ごみ処理容器等の購入補助につきましては、昭和61年度からコンポスターへの補助を開始させていただきました。その後、EM容器や機械式生ごみ処理機についても補助金対象として現在に至っております。

次に、有価物回収運動を説明させていただきます。これは、市内の小学校PTAにより行われておりまして、市は回収量に応じてこのPTA、そしてその回収運動を行っている有価物資源組合へ回収量によって奨励金を払っております。近年の少子化に伴う児童数の減少によりまして、回収量は横這い若しくはわずかに減少傾向を示しているという所でございます。

次に、買い物袋持参推進運動についてご説明させていただきます。これは、市内の買い物袋持参推進運動に加盟している店舗で買い物した際に、レジ袋の辞退を申し出ますとスタンプカードにスタンプを1個押しってもらうものです。カードが満杯になりますとカード1枚で市の指定ごみ袋と交換することが可能です。2枚ですとオリジナルの買い物袋と交換ができるということになっております。この買い物袋持参推進運動なのですが、通年でやっている所は県内で鎌ヶ谷市位しかないのですね。色々なイベントの時に買い物袋持参推進運動として袋を配ったりということで結構やられているわけですが、そういう点で鎌ヶ谷市の特徴的な施策であります。

次に、ごみの散乱防止対策についてご説明させていただきます。まず一つが遠藤委員がいらっしゃる環境美化対策推進協議会が行っている環境美化運動があります。こちらは、毎年5月末頃に実施しておりまして、道路等のごみの回収運動で、昔はごみゼロ運動と呼ばれたものでございます。この他に、平成18年4月には鎌ヶ谷市ごみの散乱のない快適なまちづくりに関する条例を施行し、昨年7月17日にはスカイアクセスの開通に伴い新鎌ヶ谷地区を条例で特にごみの散乱を防止する必要があると認められる区域として推進地区に指定させていただいております。

さて、次に10頁をお開きください。これまではごみに関してご説明させていただきましたが、ここからはし尿処理に関してご説明をさせていただきたいと思っております。鎌ヶ谷市では、昭和37年から民間業者へのし尿収集許可という形でし尿処理を開始いたしました。昭和45年度には環境衛生組合のし尿処理場が稼働し、翌46年度に処理能力を1日あたりの処理能力を140キロリットルに増設し、本格的なし尿及び浄化槽汚泥の処理が開始されることとなりました。平成10年度には、老朽化なし尿処理場を建て替え、1日当り処理能力が138キロリットルのアクアセンターあじさいが稼働を開始し、それ以降もし尿処理を続けております。アクアセンターあじさいにつきましては、特に臭気に関する対策として、高濃度、中濃度、低濃度、各臭気の度合いに応じた処理をするということで、周辺環境への影響を極力減らして非常に注意して実施しております。

し尿の収集につきましては、市内の2業者に委託して、現在4台の車両を使って収集しております。

なお、し尿処理につきましては、収集や処理費用の一部を利用者に負担していただくこととして、手数料を徴収しております。徴収作業に関しましては、民間業者に委託していただき、銀行の口座振替また納入通知書によって支払いが可能で、今年4月からはコンビニエンスストアで支払いが可能となっております。

次に、浄化槽に関する状況でございますが、平成13年4月の浄化槽法改正によりまして、一部の特例を除いて、現在はし尿と雑排水を一緒に処理する合併処理浄化槽しか設置できなくなっております。そのことから、現在は単独処理浄化槽より合併処理浄化槽の方が多くなってきております。

合併処理浄化槽につきましては、設置するにあたりまして平成4年度から補助制度を導入しております。最初は設置する方が少なかったのですが、徐々に制度が変わっ

佐山クリーン推進課主幹

ておりまして、現在はいくみ取り便所あるいは単独処理浄化槽から、家の建て替えを伴わずに合併処理浄化槽に変更する方に対してのみ補助金を出すという制度に変わっております。補助金額につきましては、13頁の表5-5に記載してあるとおりでございます。

し尿処理・浄化槽汚泥量に関しましては、公共下水道が普及していくことに伴い、緩やかに減少していくものと考えております。ただ、現在市街化が進んでおりまして合併処理浄化槽がかなり設置されるようになっておりますので、し尿処理・浄化槽汚泥の量の減少率も少なくなってきました。

以上、簡単ではございますけれども、鎌ヶ谷市の一般廃棄物・リサイクルの現状に関する説明を終わらせていただきます。

伊藤会長

ありがとうございました。

では、今、市の方から説明のありました事に関して、ご意見・ご質問のある方は、挙手をしてお願いいたします。始めに、お名前を名乗って、ご意見又はご質問を頂ければと思います。会議の進行上、議題に関する事についての発言をお願いします。その他の件につきましては、後でお時間を設けさせていただきますので、市から説明のありましたことについて、ご意見・質問をお願いします。

私の意見で申し訳ないのですが、ちょっとよろしいでしょうか。

佐山クリーン推進課主幹

はい。

伊藤会長

11頁のし尿処理状況の推移なのですが、平成20年度から平成21年度にかけて合併処理浄化槽が少なくなっているのには、何か理由があるのでしょうか。

佐山クリーン推進課主幹

はい。実は、浄化槽は、鎌ヶ谷市に設置届というものが出てこないのですよね。これは県の事務になっておりまして、設置とか廃止とかについて東葛飾地域振興事務所に届出が出ます。こういう合併処理浄化槽を設置したいですよという設置に伴う概要書が市に来るのです。それを基に合併処理浄化槽の基数をチェックしていくのですが、実は平成20年度末に合併処理浄化槽から公共下水道に変わっているものもありまして、そちらの方を調査にかけた結果、合併処理浄化槽の数が一挙に減ってしまった関係でこの様になっております。単独処理浄化槽につきましては、設置届も廃止届も全く出てこない関係から、鎌ヶ谷市内の住民票から公共下水道を使っている人数を引いて、くみ取りの人数を引いて、合併処理浄化槽の設置届で把握した人数を引いて、単独処理浄化槽の人数となって、この様に変則的な数字が出てしまいました。

伊藤会長

はい、ありがとうございました。その他、ご質問があれば、和田委員をお願いします。

和田委員

はい。先程5頁でご説明頂いた家庭のごみの排出量が減っているということですが、これは不況のせいと意識のせいとお話しがあつたのですが、もう一つ事業者の方が結局ごみを出さない商品とか製品とかをかなり研究して商品提供を

和田委員 しているのですよね。それも廃棄物が減量する大きな要因の一つであると思うので、説明のお話しなのですけどもね、それが一番大きいのではないかと私は思っているの
で、この辺もご説明に加えていただけたら良かったのではないかと。

佐山クリーン推
進課主幹 はい。すいませんでした。

伊藤会長 その他、ご意見・ご質問ありますでしょうか。
無い様ですので、次の議題（４）柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合一
般廃棄物処理基本計画（ごみ編）審議会委員候補者の選出に入りたい
と思います。事務局からご説明をお願いします。

事務局（佐山） 柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）
審議会条例を見て頂けないでしょうか。
まず、鎌ケ谷市のごみ処理につきましては、柏・白井・鎌ケ谷環境
衛生組合という一部事務組合の方に委任しております。鎌ケ谷市とし
まして行うのは、ごみステーションまでのごみの排出について皆様方
へご協力をお願いしております。
そういうことから、一般廃棄物処理基本計画を作らなければならな
いと法律で定められているのですけれども、こちらのごみ処理に関し
ては柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合で作るということになっておりま
す。平成２３年度に策定予定なのですけれども、この策定するに当り
まして柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合でも、こちらと同様の審議会を
立ち上げて事前に調査審議していただくということが定められている
のです。
そういうことから鎌ケ谷市の市民の代表として当審議会から２名推
薦していただければということで、組合から依頼があるので事前に選
ばせていただきたいという事で今回議題に挙げさせていただいており
ます。

伊藤会長 ありがとうございます。
当審議会から各構成団体住民代表の方として候補者２名を挙げたい
と思うのですけれども、事務局何か良い案はありますでしょうか。

事務局（佐山） 今回出していただくのは、各構成団体の住民代表という形になりますの
で、鎌ケ谷市の市民としていらしている委員の中で今回いらしている
のは林委員、遠藤委員、菅澤委員が市民代表という形になっておりま
す。ですから、その３名の中から選んでいただくのが一番良いのでは
ないかと。

伊藤会長 そうということで、本日ご出席の３人の方々から選んでいただけないかというご意見
がありましたのですけれども、皆様何かご意見ありませんでしょうか。
ご意見ある方、または立候補する方いらっしゃいませんか。
意見が無いようなのですけれども、事務局の方は何か副案ありませんでしょうか。

事務局 (佐山) 3名の内から2名としか考えていなかったのですが、完全に市民代表という形であればまずは菅澤委員が団体とか今回一切入っていないというので、菅澤委員にお願いした方がよいのかなと。どちらかと言うと、色々なごみ行政に携わって頂くというか、廃棄物行政の仕事をやって頂くということから環境美化対策推進協議会の代表の遠藤委員との2名が良いのかなという気がするのですけれども。

伊藤会長 はい、ありがとうございます。菅澤委員と遠藤委員、どんなものでございましょうか。やっていただけますでしょうか。これ、クリーンセンターしらさぎでやるものですよ。

事務局 (佐山) 皆様方住民代表ということですが、実際にごみを出していただいているという立場から意見を出していただけるのが一番良いのですよね。菅澤委員も遠藤委員も、実際にご自分自身でごみを出しているし、そういう意味で生活に密着したご意見を出していただければと、堅苦しく考えないで結構だと思います。ただ、クリーンセンターしらさぎでやる事が多いので足の問題があると思うのですが、そういう時は我々が送り迎えをさせていただきますので、是非よろしくお願ひします。

遠藤委員 これは、年に何回位開催予定なのでしょうか。

事務局 (佐山) 今年度中に多分2・3回位はあるのではないのでしょうか。

菅澤委員 曜日とか決まっているのでしょうか。

事務局 (佐山) まだ決まっています。

菅澤委員 1ヶ月前位にお知らせがありますか。

事務局 (佐山) 事前に今回の審議会の様に、予めご連絡を差し上げるとお願ひします。

菅澤委員 時間は、午前中とか、午後とか。まだ分からないですか。

事務局 (佐山) まだ分からないです。

菅澤委員 午後から勤めがありますので、できれば午前中に、私の都合で。

伊藤会長 では、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）審議会委員候補者に遠藤委員と菅澤委員に選出させていただきたいとお願ひします。よろしくお願ひいたします。

遠藤委員 お役に立てるかどうかわかりませんが、よろしくお願ひします。

菅澤委員 よろしくお願ひします。

伊藤委員 では、第5番目の議題に入らせていただきます。鎌ヶ谷市廃棄物減量等推進審議会の傍聴者定員の改正についてです。事務局、ご説明をお願ひします。

事務局 (佐山) はい。傍聴者定数の改正(案)をご覧ください。A4横の資料を用意していただけますでしょうか。傍聴者の定数につきましては、平成14年1月22日の廃棄物減量等推進審議会の申し合わせといたしまして、傍聴者の定員は審議会委員の数を超えないこととするということになっております。資料の裏面を見ていただきたいのですが、現在の傍聴者の定数につきましては9名となります。委員数が9名になりますので、ところが平成23年7月の他の審議会等の傍聴者の定数を調べたところ、当審議会を除きましては5名ということになっています。本審議会につきまして、実は平成17年度から追って行きますと、傍聴者は1回1名しか来ていないということで、傍聴者の定員を委員の数までとしなくても良いのではないのかということで、もしよければ他の審議会等と同様に5名という形に変更させていただければということで、今回提案させていただいております。

伊藤会長 ありがとうございます。定員を審議会委員の数を超えないことから5人へと、他の審議会等と横並びにしたいという案が出てきたのですけれども、何かご意見のある人ございませんでしょうか。

菅澤委員 どういう風なお知らせで、皆さんにお知らせするのでしょうか。

事務局 (佐山) 日数が間に合えば広報により審議会の日程を出しますし、あとは必ずホームページに審議会をやりますということで掲載させていただいております。

菅澤委員 ホームページというのは、一般の人誰でも見ますかね、広報。

事務局 (佐山) パソコンを持っている人でしたら何方でも見ることはできますし、もしパソコンが無い方は例えば公民館とか、まなびいプラザとかにもありまして、そちらでアクセスすることも出来るし、使い方が分からなければその職員に聞いて操作することもできます。

伊藤会長 はい、その他ご意見・ご質問ありませんでしょうか。

豊田委員 5人という数字はよろしいですけれども、5人以内とするではなくて、5人ですか。

事務局 (佐山) 定員なので5人とする。ただし、文面を見ていただけると分かるのですが、傍聴者が今日は5人いても大丈夫ですけれども、開催場所によっては狭いところになった場合にはそれを更に削減をできるということにしたいと考えております。

豊田委員 5人とするということは、5人でなくては駄目なのか、5人以内にするのかということですか。書き方を5人とするのではなくて、5人以内とするとしないと錯覚を起こすのではないのでしょうか。どういう風に言うかということになります。

伊藤会長 定員だから枠が5人ですということですね。定員5人と書いた場合は、1人でも2人でも、5人以内だったらいくらかでも受け付けますと。
事務局のご意見を伺いたいと思います。
今の豊田委員のご意見ですと、錯覚を起こすのではないかという事なのですけれども、例えばですね、定員は5人以内とするという様な書き方ではどうかという考え方

でしょうか。

豊田委員 そうです。

伊藤会長 ちょっと書き方が違うのですが、言っていることは同じだと。

事務局（佐山） そうです。言っていることは一緒ですよ。

伊藤会長 市民の取り方だと思うのですけども。

事務局（佐山） 文章のプロの総務課の方に確認させていただきたいのですが、それでよろしいでしょうか。

豊田委員 はい、分かりました。

伊藤会長 はい、遠藤委員。

遠藤委員 すいません、旧の方は会長はという主語が入っているのが、新では抜けているのですが、誰が決めるのでしょうか。

事務局（佐山） さっき説明が漏れてしまって申し訳なかったのですが、必ず今まで会長が会場によって人数を決めることができたのですが、今回から会場を決めるのが大体我々事務局であることから、ご相談はするのですけれども、定員を会長なり事務局の方でも誰でも削減できる形を取ればと思ひまして、それで、会長はという言葉は抜かさせていただいております。で、この様な文章を挙げさせて頂きました。

遠藤委員 そうすると部屋は決まった時点で、大体傍聴者が決まるということなのですか。

事務局（佐山） はい、そうなります。

伊藤会長 質問してよろしいでしょうか。

事務局（佐山） はい。

伊藤会長 そうすると、この開催が広報・ホームページに載ったときは、例えば定員何人ですという形で出るのですか。

事務局（佐山） 出ます。5名で出たりしています。

伊藤会長 そういうことになっているのですが、よろしいでしょうか。

菅澤委員 はい、菅澤委員。

菅澤委員 私達の会で、もし会の皆で行きましようと言われて、例えば6人で出た場合でも、会の全体で5人で決めないといけないのでしょうか。

- 伊藤会長 すいません、事務局の方、お答え願います。
- 事務局（野口） 次の資料にあります鎌ヶ谷市廃棄物減量等推進審議会の傍聴等に関する基準、2頁に渡っているものなのですけれども、こちらの中です、6番目に傍聴者の抽選と書いてありまして、下から3行目なのですけれども、団体が傍聴しようとする場合、その代表者2名以内に限り傍聴することができる、平成14年1月22日の廃棄物減量等推進審議会の委員さんの申し合わせでなっております。
- 伊藤会長 団体は、代表2名以内という形でなっております。団体を含めて5名以内で処理したいと。その他、ご意見ございますでしょうか。先程の定員の文章の書き方に関しましては、担当の課にご相談して検討させて頂くという事ですけれども、基本的には5人以内という形で進めて行きたいと。あともう1点は、主語が無くなってしまうのですけれども、事務局の方で改良等を検討した結果、会長なり事務局なりで会場により削減できる事。問題が無ければ、その2つの要件が付いていますけれども、反対のご意見がございませんでしたら、賛成として進めて行きたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。
- 今ありました意見を付随して、今言われた様な書き方で進めさせて頂きたいと思えます。よろしくお願いたします。
- それでは、最後になりますけれども、議題の6番目、その他でございますけれども、各委員の皆様方、他にご意見がありましたら挙手願えればと思えます。
- ございませんでしょうか。
- 委員 はい、ありません。
- 伊藤会長 無いようですので、これで平成23年度第1回鎌ヶ谷市廃棄物減量等推進審議会を閉会させていただきたいと思えます。
- この後、事務局よろしくお願いたします。
- 事務局（野口） 本日は、お忙しい中皆様ご出席頂きましてありがとうございました。無事、平成23年度第1回鎌ヶ谷市廃棄物減量等推進審議会を終了することができました。皆様、お忘れ物ない様にお願申し上げます。お疲れ様でございました。

会議録署名人署名

以上、会議の経過を記載し、相違ないことを証明するため、次に署名する。

平成23年 9月 9日

氏名 豊 田 朋 二